

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年2月27日

埼玉県知事  
大野 元裕 殿

埼玉県朝霞市本町 1-1-1  
朝霞市長 富岡 勝則

埼玉県朝霞市大字浜崎 669-1  
朝霞市商工会  
会長 高橋 甚次

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：松本翔太 三大寺紳悟

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

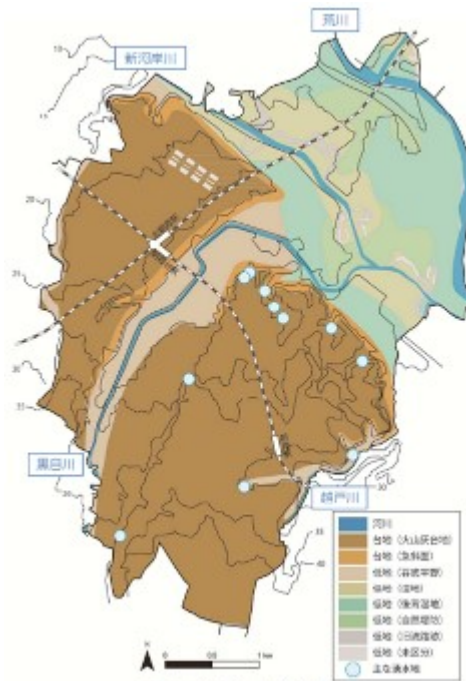
(1) 地域の災害リスク

① 立地環境・人口等

【立地】

朝霞市は都心から20km圏内で、武蔵野台地の東に位置し、埼玉県の南西部に当たる。南は東京都練馬区、北は志木市、東は和光市、西は新座市、さらには荒川を隔ててさいたま市及び戸田市と隣接している。市域は南北約6.3km、東西約4.6km、面積は18.38km<sup>2</sup>。

本市の地形は、北東部に位置する低地（荒川低地）とそれに面した台地（武蔵野台地）に大別できる。台地の縁には斜面が連続して形成されている。また、市域のほぼ中央に黒目川、北部に荒川と新河岸川、東部に越戸川が流れており、台地に河川が入り組んだ、起伏に富んだ地形を形成している。



(出典：都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ（国土交通省）)

【人口】

全国的には人口の減少局面へと移行しているが、当地域では東京メトロ副都心線の開業などで交通利便性が一層向上しており、人口は増加している。令和4年4月1日時点で143,926人、世帯数は68,785世帯となっており、全国的に人口減少が見られる中、人口・世帯数ともに継続的に増加しており、また、今後も市街化区域に編入された地域を中心に宅地開発が行われる見込みがあることから、今後も微増傾向にあると思われる。

②想定される災害リスク

【地震】

(本市で過去に発生した主な地震災害)

過去に本市で発生した大きな地震は下記の通りである。

| 年 月 日           | 名 称    | 被 害 状 況                             |
|-----------------|--------|-------------------------------------|
| 大 1 2 . 9 . 1   | 関東大震災  | 膝折村全壊住家は1戸、<br>内間木村全壊12戸、半壊3戸       |
| 平 2 3 . 3 . 1 1 | 東日本大震災 | 朝霞市の震度は5弱。<br>半壊3戸、一部破損15戸<br>軽傷者3名 |

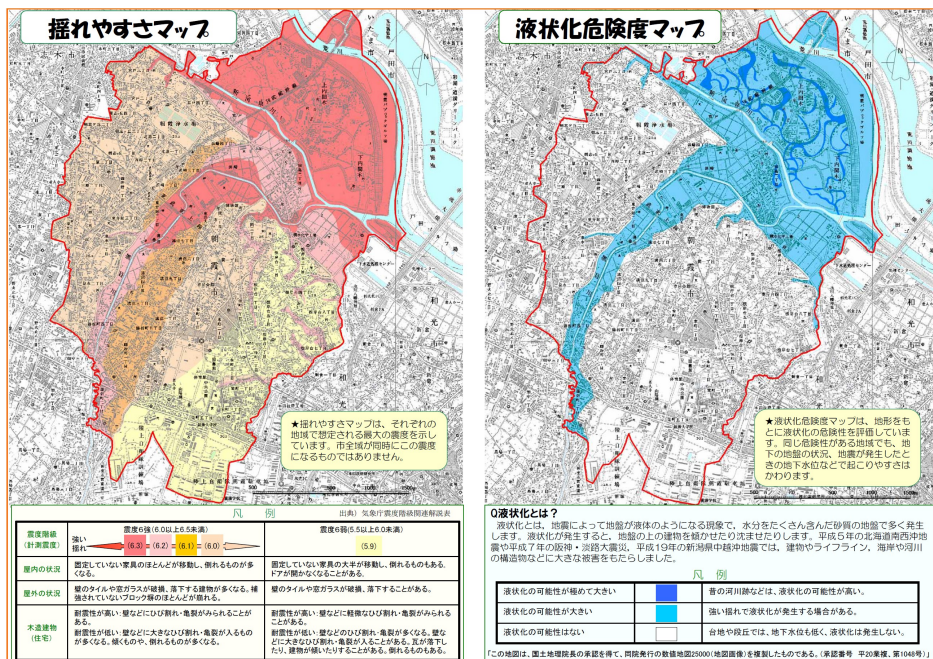
(出典：朝霞市国土強靱化地域計画より抜粋)

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。東北地方を中心とする津波の被害で1万5千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者、行方不明者や建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じた。また、放射性物質による環境汚染や電力供給量のひっ迫による計画停電、長期化する避難生活など、多くの課題が生じた。

(本市で今後発生が予測される地震災害の被害想定)

市内で被害が生じる大規模自然災害として、関東平野北西縁断層帯を震源とする地震が発生すると、震度5強から6弱程度が想定されている。また、プレート境界型の東京湾北部地震では、関東地方南部のいずれかで起こる可能性が高く、マグニチュード7級の地震で、震度5強から6弱程度が想定される。そして、いつどこで発生するかを予測することは困難だが、朝霞市直下の地震が発生した際に予想される震度は、6弱から6強程度である。

朝霞市直下の地震(M7.3)による震度は、岡、浜崎、田島の黒目川周辺低地で震度6強、その他は震度6弱と予測されている。液状化危険度は、低地で危険度が高くなっている。



■被害予測結果

|              |                          |         |         |                          |         |        |
|--------------|--------------------------|---------|---------|--------------------------|---------|--------|
| ①建物被害        | 建築物数                     | 全壊棟数    | 大規模半壊棟数 | 半壊棟数                     |         |        |
| 棟数           | 24,599棟                  | 251棟    | 37棟     | 1,985棟                   |         |        |
| ②火災          | 出火件数                     | 炎上出火件数  | 残出火件数   | 焼失棟数                     |         |        |
| ●初期消火率67%の場合 |                          |         |         |                          |         |        |
| 冬5時          | 1件                       | 0件      | 0件      | 1棟                       |         |        |
| 夏12時         | 1件                       | 0件      | 0件      | 2棟                       |         |        |
| 冬18時         | 3件                       | 1件      | 0件      | 6棟                       |         |        |
| ●初期消火率30%の場合 |                          |         |         |                          |         |        |
| 冬5時          | 1件                       | 1件      | 0件      | 3棟                       |         |        |
| 夏12時         | 1件                       | 1件      | 0件      | 3棟                       |         |        |
| 冬18時(風速3m)   | 3件                       | 2件      | 0.5件    | 18棟                      |         |        |
| 冬18時(風速8m)   |                          |         | 1.1件    | 49棟                      |         |        |
| ③ライフライン被害    |                          |         |         |                          |         |        |
| 上水道(断水人口)    | 直後                       | 3日後     | 1週間後    | 1ヶ月後                     |         |        |
|              | 77,907人                  | 63,328人 | 45,247人 | 4,927人                   |         |        |
| 下水道供給支障人口    | 3,368人                   |         |         |                          |         |        |
| ④人的被害        | 死者数                      | 重傷者数    | 軽傷者数    | 要救出者数                    |         |        |
| ●初期消火率67%の場合 |                          |         |         |                          |         |        |
| 冬5時          | 17人                      | 17人     | 224人    | 93人                      |         |        |
| 夏12時         | 6人                       | 17人     | 155人    | 53人                      |         |        |
| 冬18時         | 9人                       | 12人     | 123人    | 55人                      |         |        |
| ●初期消火率30%の場合 |                          |         |         |                          |         |        |
| 冬5時          | 17人                      | 17人     | 224人    | 93人                      |         |        |
| 夏12時         | 6人                       | 17人     | 155人    | 53人                      |         |        |
| 冬18時(風速3m)   | 11人                      | 13人     | 136人    | 55人                      |         |        |
| 冬18時(風速8m)   | 14人                      | 13人     | 139人    |                          |         |        |
| ⑤避難者         | 建物被害による避難者               |         |         | 断水による避難者                 |         |        |
| (冬18時・風速8m)  | 1日後                      | 1週間後    | 1ヶ月後    | 1日後                      | 1週間後    | 1ヶ月後   |
| ●初期消火率67%の場合 |                          |         |         |                          |         |        |
| 全避難者         | 1,879人                   |         |         | 18,003人                  | 11,108人 | 4,354人 |
| 避難所避難者       | 1,128人                   | 940人    | 564人    | 10,801人                  | 5,554人  | 1,306人 |
| ●初期消火率30%の場合 |                          |         |         |                          |         |        |
| 全避難者         | 2,117人                   |         |         | 17,970人                  | 11,088人 | 4,346人 |
| 避難所避難者       | 1,270人                   | 1,509人  | 635人    | 10,782人                  | 5,544人  | 1,304人 |
| ⑥災害廃棄物       | 冬季18時・風速8m<br>(初期消火率67%) |         |         | 冬季18時・風速8m<br>(初期消火率30%) |         |        |
| (瓦礫量)        |                          |         |         |                          |         |        |
| 瓦礫量(重量)      | 28,044トン                 |         |         | 35,322トン                 |         |        |
| 瓦礫量(体積換算)    | 25,760 m <sup>3</sup>    |         |         | 32,064 m <sup>3</sup>    |         |        |

(注) 残出火件数は、小数点で表記。  
(出典：朝霞市地域防災計画より抜粋)

## 【風水害】

(本市で過去に発生した主な土砂災害)

平成元年以降に本市で発生した大きな風水害は下記の通りである。

| 発生年月日 |            | 名称    | 被害状況 |      |                 |
|-------|------------|-------|------|------|-----------------|
|       |            |       | 床上浸水 | 床下浸水 | その他             |
| 平成2年  | 11.30~12.1 | 台風28号 | 35戸  | 84戸  |                 |
| 平成3年  | 9.19~21    | 台風18号 | 579戸 | 418戸 | がけ崩れ1箇所、河川氾濫5箇所 |
| 平成11年 | 7.21       | 集中豪雨  | 2戸   | 20戸  | 事業所の浸水27棟       |
| 平成26年 | 6.25       | 集中豪雨  | 66戸  | 115戸 |                 |
| 令和元年  | 10.13      | 台風19号 | 28戸  | 88戸  |                 |

(出典：朝霞市地域防災計画・朝霞市ホームページより抜粋)

水害は8月及び9月に多く、台風の通過や台風によって活発化した前線に伴う大雨及び夏季の局地的な集中豪雨が発生しやすい時期に集中している。なお、平成26年6月25日の集中豪雨では、解析雨量によると、15時に朝霞市付近で約110mmを解析して記録的短時間大雨情報が発表されたほか、床上浸水65戸、床下浸水115戸、道路冠水による通行止め5ヶ所、車両水没1台、宅地擁壁の倒壊2ヶ所などの被害が発生した。

その他、新河岸川については、昭和57年9月の洪水で朝霞市及び周辺市において計9,300戸ほどが浸水するなどの被害が発生し、国の激甚災害対策特別緊急事業により河川改修工事が行われた。さらに、平成3年9月の洪水でも朝霞市及び周辺市において計4,500戸ほどが浸水して自衛隊の出動や激甚災害の指定を受けるなどの被害が発生し、朝霞調整池や朝霞水門が整備されることとなった。

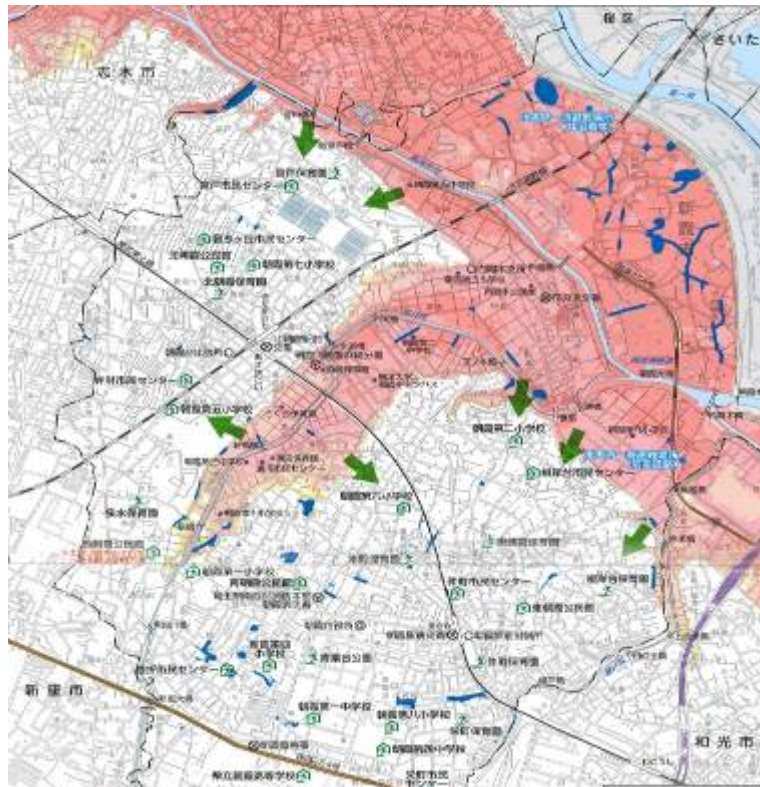
(本市で今後発生が予測される風水害の被害想定)

### (1) 荒川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。荒川浸水想定区域は、おおむね1,000年に1回程度起こる大雨(荒川流域の3日間総雨量632mm)による外水はん濫の想定で、荒川及び新河岸川沿いの低地と黒目川沿いの低地のほとんどが浸水するおそれがある。特に、上内間木、下内間木、根岸、台では、5m以上の浸水深となるおそれがある。

### (2) 新河岸川・黒目川

新河岸川は、水防法による洪水予報を行う河川で、黒目川は水防法による水位情報周知を行う河川で、それぞれ埼玉県に管理され、浸水想定区域が指定されている。浸水想定区域は、おおむね1,000年に1回程度起こる大雨(2日間総雨量746mm)による外水はん濫及び内水はん濫の想定で、荒川及び新河岸川沿いの低地と黒目川沿いの低地のほとんどが浸水するおそれがある。



(出典：あさか防災“洪水浸水推定区域マップ・内水浸水実績マップ”)

**【土砂災害】**

(本市で過去に発生した主な土砂災害)

本市には台地の縁辺部に急斜面が分布する。また、台地を刻んだ浅い谷には緩斜面が形成されている。急斜面、緩斜面とも過去に土砂崩壊が発生した形跡が残っているが、規模としてはいずれも小さい。

(当市で今後発生が予測される土砂災害の被害想定)

市内には、台地の縁の部分に 19 箇所 (33 斜面) の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域 (急傾斜地) が指定されている。



(出典：朝霞市地域防災計画より抜粋)

## 【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当市でも令和 4 年 9 月 26 日時点で延べ 27,139 名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

## （2）商工業者の状況

### ①事業所数

当市の事業所数は、平成 21 年の 3,935 事業所から平成 28 年には 3,580 事業所と産業規模はやや縮小傾向にあると考えられる。

業種別には、大部分の業種において事業所数が減少している状況である。その一方で、サービス業の中においては、不動産業、物品賃貸業、医療、福祉業は増加している。これは当市の人口が増加し、人口流入が進み高齢化が進んでいる影響である。

平成 28 年現在の本市の事業所構成は、「卸売業,小売業」(19.4%)が最も多く、次いで「建設業」(12.8%)、「宿泊業,飲食サービス業」(12.2%)、「製造業」(10.9%)となっている。これら主要産業のうち、平成 24 年との比較では、「建設業」と「卸売業,小売業」において、従業者数の減少が見られる。一方、従業者数の増加が顕著に見られる業種は、「医療,福祉」であり、東京のベッドタウンとして人口が急増し、子育て世代や高齢化等に伴うニーズの影響が伺える。

### ※備考 立地状況

地域別に事業所集積状況を見ると、平成 28(2016)年では南部地域が最も多く、次いで北部地域となっている。南部地域は、工業地域や朝霞駅周辺の商業地域が包含されており、北部地域では、朝霞台駅周辺の商業地域があるため、事業所が立地しやすい環境にあると考えられる。

西部地域は、朝霞台駅周辺の商業地域、工業地域や準工業地域があり、比較的従業者規模の大きな事業所が立地しているものと考えられる。事業所数及び従業者数の推移を見ると、特に内間木地域及び南部地域においてそれぞれ大きな減少傾向が見られる。製造業や運輸業の集積が見られる内間木地域の事業所数は 12.9%の減少、従業者数は 22.7%の減少となっています。また、卸売業,小売業等が集積する南部地域では、事業所数でも 12.1%減、従業者数で 11.7%の減少となっている。

### ②事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

当会の調べでは令和 4 年 9 月末までにおいて、「事業継続力強化計画」の認定を受けた当市の事業者数は 8 社である。

事業継続計画（BCP）の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

## （3）これまでの取組み

### ①朝霞市の取組み

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき朝霞市地域防災計画を策定。計画は、朝霞市の地域に係る災害に関し、朝霞市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全 5 編（総則・予防計画編、震災対策計画編、風水害等対策計画編、復旧復興計画編）及び資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・朝霞市地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・防災 行政 メール
- ・防災行政音声対応サービス

- ・ SNS（スマートシティ防災システム等による防災情報の発信）
- ・ 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 朝霞市洪水ハザードマップの作成
- ・ 朝霞市防災マップの作成
- ・ 防災啓発冊子「あさか防災」の配布
- ・ 朝霞市防災会議の開催

## ②当会の取組み

### 【周知対応】

- ・ 県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

### 【策定対応】

- ・ 災害、BCP 対策として商工会対応マニュアルの作成
- ・ 当会事業継続計画の作成
- ・ 事業継続計画、事業継続力強化計画策定セミナーの開催

### 【保険対応】

- ・ ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・ 総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・ 損保会社と連携した事業継続計画（BCP）に必要な損害保険への加入促進

### 【備蓄・訓練対応】

- ・ 市が実施する防災訓練への参加及び協力

### 【災害時対応】

- ・ 地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・ 被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・ 被災事業者への公的融資の斡旋

### 【感染症対応】

- ・ 感染防止対策の周知、対応支援
- ・ 事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・ 事業者に対する公的融資の斡旋
- ・ 経営指導員等による各種個別相談会の実施

### 【その他（建設部会）】

- ・ 朝霞市との「災害時の応急活動の協力」及び「建設資機材の提供」に関する災害協定の締結
- ・ 災害時協力企業マップの配布

## II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

### （１）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

### （２）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険や BCP 作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。



③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

### (3) 外部との連携に関すること (行政・損害保険会社等)

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と朝霞市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

### (4) 感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

## Ⅲ. 目標

目標は次の4項目とする。

朝霞市地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、朝霞市と朝霞市商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

### (1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- ②地区内事業者に対し、「事業継続計画 (BCP)」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。

(事業継続力強化計画・事業継続計画を通じた目標)

- ①意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
- ②自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
- ③従業員が安心して働ける環境づくり
- ④顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



(事業継続計画)

- ①優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
- ②緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
- ③事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
- ④従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

(事業継続力強化計画)

- ①災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
- ②事業活動に影響を与える自然災害等の想定
- ③安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
- ④迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

## **(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標**

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と朝霞市との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

## **(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標**

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## **(4) 当会における支援体制面での目標**

- ①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

### **※その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

### II. 事業継続力強化支援事業の内容

#### 1. 事前の対策

##### （1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

###### ①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・ 当会職員による巡回や窓口指導時に朝霞市ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

###### ②リスク対策の広報周知

- ・ 市広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

###### ③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・ 専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・ セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

###### ④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・ 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

###### ⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・ 事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

###### ⑥防災備品の備蓄

- ・ 自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・ 同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

##### （2）商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年3月までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

##### （3）行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④当会と朝霞市の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、南西部七商工会連絡協議会での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

#### **(4) フォローアップ**

- ① 地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

#### **(5) 当該計画に係る訓練の実施**

- ① 地震等の自然災害発生を想定して、当会と朝霞市産業振興課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ② 当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③ 災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

### **2. 発生後の対策**

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

#### **(1) 応急対策の実施可否の確認**

- ① 発災後直ちに LINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と朝霞市、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ② 国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

#### **(2) 応急対策の方針決定**

##### **【大規模自然災害】**

- ① 当会と朝霞市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ② 地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③ 職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、朝霞市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④ 大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を朝霞市および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

| 被害規模      | 被害の状況   | 応急対策の方針  |
|-----------|---|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自身の安全を確保</li> <li>・ 地域被災者の人命救助への協力</li> <li>・ 被害状況の把握および報告</li> <li>・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況の把握および報告</li> <li>・ 地域災害対策への協力</li> <li>・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施</li> </ul>                         |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別な対応なし</li> </ul>  |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤ 当会と朝霞市は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

| 時期      | 交換頻度                     |
|---------|--------------------------|
| 発生後～1週間 | 1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する |
| 1週間～2週間 | 1日に1回程度共有する。             |
| 3週間～1ヶ月 | 1週間に2回程度共有する。            |
| 1ヶ月以降   | 新たな被害が判明した時点で共有する。       |

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が市役所を訪問し、直接被害情報等を報告する。

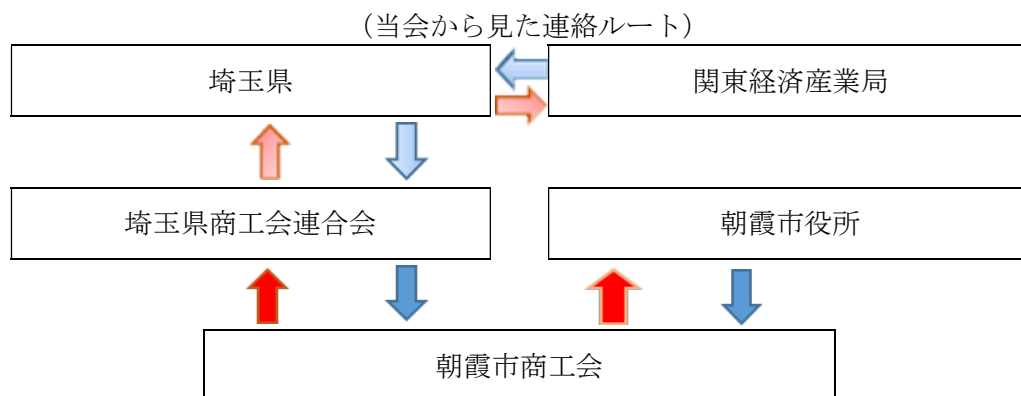
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

#### 【脅威となる感染症】

- ① 当市で取りまとめた「朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ② 当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③ 職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、朝霞市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ① 自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ② 朝霞市からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③ 当会と朝霞市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④ 当会と朝霞市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と朝霞市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

### (4) 応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ① 相談窓口の開設方法について、朝霞市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④ 地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤ 必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

### (5) 地区内事業者に対する復興支援

- ① 国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ② 被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要となる「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③ 被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④ 事業再建計画の策定を支援する。

#### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

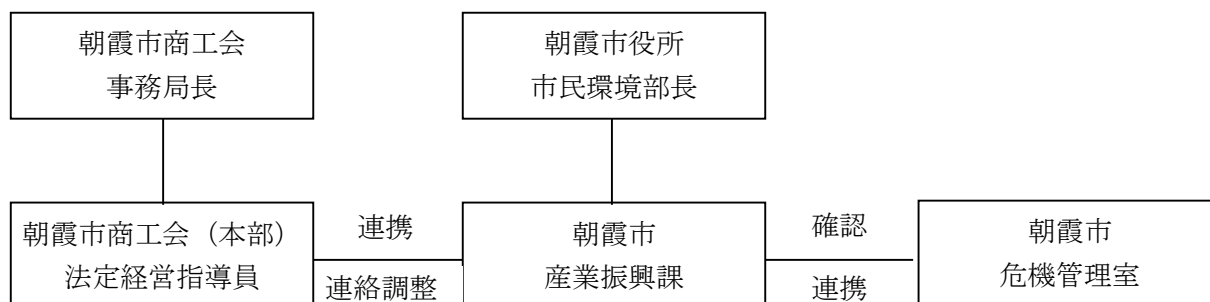
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2023年2月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 松本 翔太 三大寺 紳悟(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

朝霞市商工会

〒351-0033 埼玉県朝霞市大字浜崎 669-1

TEL: 048-470-5959 / FAX: 048-470-5960

E-mail: info@asaka-sci.or.jp

②関係市町村

朝霞市役所 市民環境部 産業振興課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 1-1-1

TEL: 048-463-1903/ FAX: 048-467-0770

E-mail: sangyo\_sinko@city.asaka.lg.jp